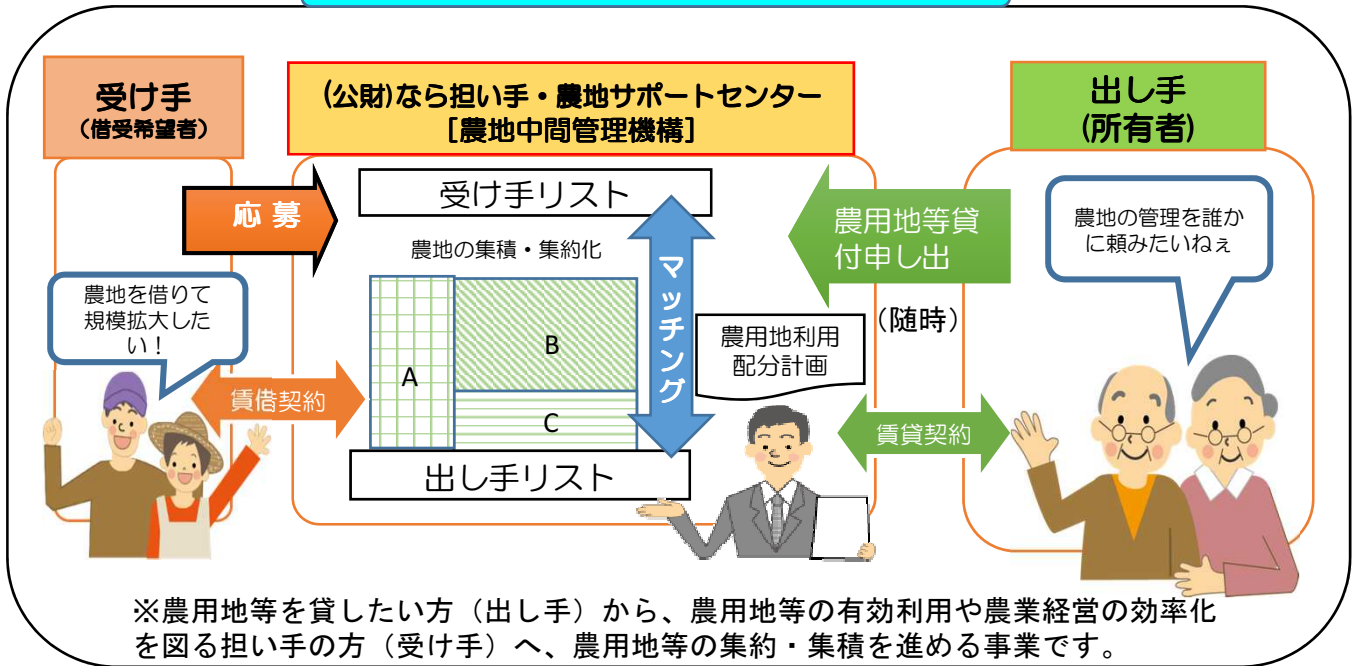


# 農用地等の貸付を希望されている方（出し手）へ

## 農地中間管理事業とは・・・



### I 農用地等の貸付希望申込みについて

1. 申込みは、随時受け付けます。
2. 「農用地等貸付希望申込書」を機構又は地元市町村に提出してください。
3. 必要に応じ、農用地等の現況や権利関係について確認を行い、受け手が見込める農用地等を「貸付候補農用地等リスト」として作成します。
4. 受け手が見つかるまでは所有者自らが農地を管理することが必要です。

### II 農用地等の貸付希望申込みに当たっての留意点について

事項	内容
◇事業実施地域	○農業振興地域内の農用地等です。  ※農用地等とは、田、畑等の農用地、採草放牧地及びこれらと併せて実施する農業用施設の用に供される土地
◇機構が借り受ける農用地等について	○再生不能と判断されている耕作放棄地など、農用地等として利用することが困難であると認められる場合、機構は借り受けできません。 ○受け手募集は原則として年2回実施しますが、借受希望者が見つからない場合は、この事業の活用ができません。  【農地中間管理事業は、農用地等の集約・集積を進めることを目的としており、その農用地等を維持管理することが目的ではありませんのでご注意ください。】
◇借受期間	○10年を標準として出し手と協議します。

事 項	内 容
◇借受賃借料	○農業委員会が情報提供を行っている賃借料の情報や農用地等の整備状況が同程度の農用地等の水準、あるいは、地域の実情を勘案し、協議のうえ決定します。 なお、賃借料の物納は取り扱いません。
◇借り受けにかかる租税公課等について	○固定資産税 ・出し手に負担していただきます。  ○水利費等 ・機構が借り受ける農用地の所在する地域の習慣等を踏まえ機構は出し手及び受け手と協議いたします。  ○土地改良区賦課金 ・原則として受け手が負担することとなりますが、出し手が負担する地域がありますので、機構は出し手及び受け手と協議いたします。
◇所有者が死亡している場合	○相続登記行っていたか、相続人全員の同意が必要です。 (なお、5年を超えない貸借については、1/2以上同意が必要) ※農業経営基盤強化促進法による利用権設定の場合
◇災害による農用地等の復旧費用負担について	○農業災害によるリスクは、出し手負担が原則です。
◇農用地等の維持管理	○受け手が見つかり機構が借り受けるまでは所有者自らが農地を管理することが必要です。
◇契約の解除について	○一旦機構が借り受けた農用地等について、受け手との貸借の条件が合わないなど貸し付けできないこともあります。その場合、機構が維持管理しますが、2年を経過してもなお受け手に貸し付けできなかった場合、契約を解除します。 ○災害その他やむを得ない事由により農用地等として利用を継続することが著しく困難な場合、出し手と協議のうえ契約を解除します。
◇その他留意事項について	○現在農地を貸し付けている出し手の方は、機構が借り受けるまでに貸借契約の解約が必要です。 ○機構に農用地等を貸し付けようとしている出し手の方が、後継者への経営移譲などにより農業者年金を受給されている場合は、事前に地元市町村農業委員会へ相談してください。 ○その他詳細については、サポートセンターまでお問い合わせ下さい。

**〔農地中間管理機構〕**

**お問い合わせ先**

**(公財)なら担い手・農地サポートセンター**

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町53番地

TEL 0744-21-5020 FAX 0744-29-8125

又は、県農林部地域農政課、市町村農政担当課、農業委員会